

民医連厚生事業協

# 共済だより

2023年  
7月  
第183号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター6F  
TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652  
E-メール:k-tayori@min-iren.gr.jp  
(共済だより用)

kyousai@min-iren.gr.jp  
(厚生事業協宛)

ホームページ:https://min-jigyo.or.jp



いわさきちひろ「うきぶくろで泳ぐ少女」(1973年) (14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしています)

## 主な記事

■ **みんな違っていい(上)** /元世田谷区立桜丘中学校校長 西郷 孝彦さん

■ **どうする? こころのケア(上)** /代々木病院EAPケアシステムズ 池田 佳祐

■ **いま、なぜ憲法改悪なのか** パートⅡ⑪⑫ 若手弁護士の会

■ **縮図からみる世界⑥②** 人間社会を本当の意味で豊かにしていく判断/斎藤 貴男

■ **私の職場紹介⑥** 北海道勤労者医療協会 勤医協札幌病院/九世紀太郎 ペンネーム

⑦ 東京勤労者医療会 東葛病院/とーこ ペンネーム

■ **私の趣味・こだわり紹介④④** 野草の魅力/東京・コージツ ペンネーム

④⑤ 一人でも多く助かるために/愛知・ゲゲゲ ペンネーム

携帯電話でご応募の方は  
こちらからどうぞ  
応募先のメールアドレスが  
読みとれます





## 1. 名古屋地裁の違憲判決

同性カップルの結婚を認めない現在の民法などの規定は、憲法違反ではないか——全国5カ所で提起されているいわゆる「同性婚訴訟」。そのうちのひとつ、名古屋地裁は、同性婚を認めない諸規定は、憲法24条2項と憲法14条1項に違反するという判決を言い渡しました。

同性婚訴訟ではすでに札幌地裁が憲法14条1項違反を認め、東京地裁が憲法24条2項に違反する状態にあるとした判決を出しており、これは3例目の違憲判決です。※6月8日には福岡地裁も、憲法24条2項に違反する状態にある旨の判決を出しました。

憲法24条2項は「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と定めます。日本国憲法の最も根源的な理念「個人の尊厳」が、ここでは「個人の尊厳」という言葉で24条にダメ押しのように規定されていることには意味があります。果たして、同性カップルの結婚を認めない規定は、「個人の尊厳」という理念に合っているのでしょうか？

## シリーズ

# いま、なぜ憲法改悪なのか **パートII**

## ①名古屋地裁「同性婚を認めないことは憲法違反」!

～差別解消のために直ちに同性婚の法制化を!～



「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表 **黒澤いつき**  
公式ブログ <https://www.asuno-jiyuu.com/>



## 2. なぜ憲法違反なのか

### そのロジック

名古屋地裁はまず、「同性カップルは、自然生殖の可能性が存しないという点を除けば、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構成しようという実態において、異性カップルと何ら異なるところは無い」と述べ、同性カップルは結婚できないがゆえにさまざまな法律上の地位を得られず、行政サービスも受けることができず、同性カップルと異性カップルとの間には著しいギャップが存在している、と認定しました。

そして、「ふたりが永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営む」という、人としてあたりまえなはずの幸せを得るためには、ふたりが「ふうふう」であると行政に認められ保護される、つまり結婚できることが非常に重要な意義を持っていて、「結婚できなくてもいっしょに暮らせればそれで十分なのでは？」などというレベルのものではない、と示しました。その上で、多くの同性カップルが、長い間こうした「人としてあたりまえのしあわせ」を得ることができないままにいてことで、逆に得られる反対利益などが考えられないことからすると、国会が「同性カップルが結婚できないまま」の

状態を放置することはあまりにも非合理であるとし、現在の諸規定は「個人の尊厳」をないがしろにしており、憲法24条2項に違反する、としたのです。

加えて、裁判所は法の下での平等（憲法14条1項）との関係についても判断しました。判決では、同性愛者にとっては、「同性との婚姻が認められない」ということは結婚できないことと同じで、どんなに「異性との結婚は可能ですよ」と言われても意味は無く、現在の諸規定は性的指向というほぼ生来的な、本人にとっては選択・修正の余地のない事柄を理由とする婚姻への制限であり、憲法14条1項に違反する、と示されました。

## 3. 直ちに同性婚の法制化を

この画期的な判決は、LGBTQ（性的少数者）への差別に対し、あまりにも消極的な態度をとり続けている政府・国会への警告です。長い間、当事者たちは差別解消のための取り組みを、そして、同性婚の法制化を政治に求め続けてきているのに、政府与党の腰は重く、LGBT理解増進法案も、差別禁止とはほど遠いものとなっています（この記事が読まれている頃には成立しているかもしれない）。政府は、当事者たちの心がえぐられるような苦しみ、そして、今回の違憲判決を真摯に受け止め、直ちに同性婚の法制化に着手すべきです。



シリーズ

# 縮図からみる世界【62】

齋藤 貴男



## 人間社会を本当の意味で豊かにしていく判断

三重県の無形民俗文化財である多度大社（桑名市）の伝統行事「上げ馬神事」が、存続の危機に晒されている。陣笠と袴を纏い祭馬に跨った若者が、人馬一体となって急坂を駆け上がり、高さ約2メートルの土壁を乗り越えた回数で農作物の作柄を占うというものだ。約700年前の南北朝時代に始まったという。

コロナ禍を経て4年ぶりとなった今年5月の神事では、馬1頭が骨折して安楽死させられていた。過去15年間で4頭目だと一見勝之知事が記者会見で語り、事故防止に関する協議会の場で、改善策を求める方針を明らかにした。

動物愛護団体などからは、いっそ止めてしまえとの意見もあるようだ。時代に背いて姿を消していく伝統行事は少なくない。福岡市の夏祭り「博多祇園山笠」の、男衆たちの詰所の前に立てられていた「不浄の者入るべからず」という立て板が2003年に廃止された際は、全国的な話題にもなった。

女性差別が連想された結果だったから、これはやむを得なかったと、私も思う。「上げ馬神事」はどうか。相手は動物である。無理を強いた挙げ句に殺す行為が善だとは言わないが、政治的な正しさばかりに囚われ過ぎることのほうが、私

は怖い。だったら家畜を潰して食らうことも罪深い、食わねば生きられぬ人類など滅びるべきだ、などという極論、さらにはその「正義」を実現するための行動に直結してしまいはしないか、なども考えてしまうから。

とはいえ、件の祭馬に加えられてきた虐待ぶりが、半端なものではなかったことも確からしい。興奮剤を投与していた事実が明るみに出たのは1996年。2011年には、馬の下腹部や尻を棒で殴ったり、蹴ったりして興奮を促した住民5人が、動物愛護法違反で書類送検される事態まで発生した。

ここまでくると、ポリテイカル・コレクトネスより文化のほうが大切だ、とばかりも言えなくなってくる、ような気がする。とりあえずは事故防止のための協議会、その他の地元関係者たちによる議論の推移を見守りたい。それにしても――

これからの社会では、こういう問題が次々に浮上してくるはずだ。どうすればよい、と一律に論じられるものではないだろう。伝統文化を重んじつつ、人権や動物愛護の精神も守り得る、つまりは人間社会を本当の意味で豊かにしていく判断を、私たちには迫られているのである。

### 齋藤 貴男（さいとう たかお）

1958年東京生まれ。早稲田大学商学部卒。英国バーミンガム大学大学院修了。主な著書に『機会不平等』『戦争経済大国』『驕る権力、煽るメディア』『決定版 消費税のカラクリ』『いちばんたいせつなもの』『マイナンバーが日本を壊す』『マスゴミって言うな!』など。

